

## 川北町空き家等解体事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法第二百二十七号。以下「法」という。）に基づき、空き家の除却を促進し、住宅地の流動化と町民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、空き家等の解体を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付等については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 空き家等 居住その他の使用がなされていないことが常態であり、今後も使用の見込みがない家屋。
- 二 所有者等 登記簿に記録されている所有者又は当該所有者の相続人。

### (補助対象者)

第三条 補助金の交付を受けることができる者は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 所有者等かつ個人であること。
- 二 前号の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象者とすることができる。

### (補助対象経費)

第四条 補助金交付の対象となる経費は、空き家等の解体及び撤去に要した費用とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (補助金の額)

第五条 補助金の額は、前条の補助対象経費の二分の一以内とし、五十万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第六条 補助金交付を受けようとする者は、解体着手前に川北町空き家等解体事業補助金交付申請書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- 一 位置図及び配置図
  - 二 空き家等の解体及び撤去に係る経費の見積書の写し
  - 三 現況写真
  - 四 納税証明書又は非課税証明書
  - 五 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書(所有者等及び建築年月が確認できるもの)
  - 六 戸籍謄本(相続人等の確認が必要な場合)
  - 七 その他町長が必要と認めるもの
- 2 申請者は前項の申請を行う場合において、空き家等について権利を有する者がほかにあるときは、原則としてその全ての者から補助事業の実施についての同意を得なければならない。その場合、補助金交付同意書(様式第二号)を提出するものとする。ただし、事情により全ての者から同意を得ることが難しい場合は、紛争等が生じた場合の誓約書(様式第三号)の提出をもって代えることができるものとする。

(補助金交付の決定)

第七条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、申請に係る書類及び現地調査等を行い補助要件に適合しているか審査し、川北町空き家等解体事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第四号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第八条 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、川北町空き家等解体事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第五号)を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、川北町空き家等解体事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第六号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第九条 補助金の交付決定を受けた者は、空き家等の解体及び撤去が完了したときは、川北町空き家等解体事業補助金実績報告書(様式第七号)に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 空き家等の解体及び撤去に要した経費を証する領収書
- 二 空き家等の解体及び撤去後の写真
- 三 その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第十条 町長は、前条の報告を受けた場合は関係書類を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、川北町空き家等解体事業補助金確定通知書(様式第八号)により申請者に通知するものとする。

(補助金請求)

第十一条 前条の通知を受けた申請者は、川北町空き家等解体事業補助金請求書(様式第九号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金返還)

第十二条 町長は、補助金の交付を受けた者に虚偽又は不正の申請が認められたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。